

公共工事における総合評価方式の運用について

総合技術政策研究センター

建設マネジメント技術研究室 室長 **笛田 俊治**主任研究官 **塚原 隆夫** 研究官 **多田 寛**

(キーワード) 入札・契約方式、工事、総合評価方式



1. 研究の経緯

国土交通省では、2005年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、競争参加者に技術提案等を求め、これらと価格を総合的に考慮して落札者を決定する総合評価方式の適用拡大を図っている。

国総研では公共工事の各発注者の参考に資するため、「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン（2005年9月）」等を策定している。その後、総合評価方式の実施状況の分析や受発注者からの意見・要望等を踏まえて、ガイドライン等の改定版として、2007年3月に「総合評価方式適用の考え方」、2008年3月に「総合評価方式の改善に向けて～より適切な運用に向けた課題設定・評価の考え方～」をそれぞれとりまとめた。

また、2008年10月より総合評価方式の導入に対する具体的な問題について、改善に向けた検討に資することを目的に、公共工事の発注者及び受注者に対しアンケート調査・ヒアリング調査を実施するとともに、当該アンケート調査及びヒアリング調査を踏まえ、2009年3月に総合評価方式の改善方策についてとりまとめた。（以下、「2008年度とりまとめ」という。）

2. 2008年度とりまとめの主なポイント

(1) 実績を重視した総合評価方式の適用

受発注者双方の入札契約手続きに伴う時間・事務負担の軽減を図るため、技術的難易度の低い案件、施工計画に各社の差が生じない案件について、施工計画の提案や配置予定技術者のヒアリングを実績評価で代替する簡易型（このような簡易型を「実績重視型」という。）の総合評価方式を適用することとした。具体的には、以下の内容で実績重視型総合評価方式を適用することとした。

適用工事：簡易型を適用する工事のうち、比較的小規模で、施工計画の工夫の余地が少なく、これまでに施工した同種・類似工事の実績で施工の確実性を十分評価できる工事

実施手順：工事内容を勘案しつつ、「適用工事」に該当するかどうか確認する。また、入札公告～申請書・技術資料の提出、申請書・技術資料の提出～入札に係る期間は、それぞれ1週間程度とする

評価方法：加算点上限の30点の範囲内で、評価項目・配点を設定する

(2) 技術提案の評価（採否）の通知

受発注者間における評価の透明性の確保、受注者の事務負担の軽減等を図るために、発注者側の事務量の増大に配慮しつつ、参加資格確認通知に併せて、入札前に技術提案に対する評価（採否）を提案者側へ通知することとした。具体的には、以下の内容で通知を試行することとした。

適用工事：原則全ての工事（但し、発注者側業務量を勘案しつつ、順次対象工事を拡大する）

通知時期：競争参加資格確認通知時点（通知書の中に記載）

通知内容：技術提案として出された内容のうち、不採用（実施してはならない）となった事項を通知する。また、準備が整った地方整備局等においては、採用（実施して良い）項目のうち、加点評価したか否かの通知も試行する

【参考】

2008年度とりまとめの内容については、国総研ホームページの下記URLを参照いただきたい。

<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm>